

7月でアナログ放送は終了します 地デジ受信の準備をお急ぎください



©日本民間放送連盟 2009

不足している電波の有効活用などのため、テレビのアナログ放送が7月24日(日)に終了し、地上デジタル放送(地デジ)に切り替わります。そのため、ご自宅のテレビ・アンテナの設備によっては、テレビが見られなくなります。
総務省の調査によれば、全国の地デジ普及率は9割を超えました。ご自宅の設備状況を確認して、7月の地上デジタル放送への完全移行に備えてください。

地デジ全般に関する問い合わせは

総務省 東京都西テレビ受信者支援センター

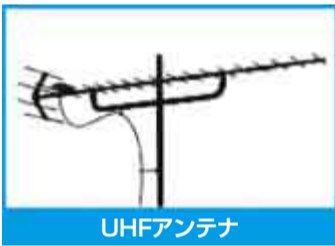
デジサポ東京西 ☎042・716・2525

月曜～金曜日 午前9時～午後9時
土曜・日曜日、祝日 午前9時～午後6時

①地デジ対応のアンテナなどをご用意ください

◎UHFアンテナを用意

③ご自宅にUHFアンテナがついているか確認しましょう。分からなかったら電気店などに問い合わせてください。



UHFアンテナ

集合住宅などにお住まいの方は、管理会社や大家さんなどに問い合わせてください。

◎アンテナ以外で対応

③ケーブルテレビや光ファイバーで地デジを見ることができます。

ケーブルテレビに関する問い合わせは

社団法人日本ケーブルテレビ連盟
J:COMカスタマーセンター☎0120-999-000
(年中無休、午前9時～午後9時)

光ファイバーに関する問い合わせは

NTT東日本☎0120-116-116
(年末年始を除く、午前9時～午後9時)

無料訪問診断

申し込み受け付け中

地上デジタル放送の受信について、具体的な相談をしたい方には、総務省テレビ受信者支援センターがご自宅への無料訪問診断を実施しています。

電話または所定の申し込みはがきで同センターへ申し込んでください。

詳しくは同センター☎042・716・2525へ。

【申し込みはがき設置場所】市役所1階屋内ひろば、企画調整課(市役所4階)、各地域センター・地区センター

設置場所についての問い合わせは企画調整課☎470-7702へ。

②地デジ対応のテレビなどをご用意ください

◎地上デジタルテレビに買い換える

③より高品質な映像と音質を楽しむことができます。

◎地上デジタルチューナーなどを買いつく

③アナログテレビのまま、7月以降もテレビ放送を見ることができます。

経済的な理由で地上デジタル放送が受信できない方に

総務省では、経済的な理由で地上デジタル放送への移行に対応することができない世帯に対して支援を行っています。今回、その対象を拡大し、「市町村民税非課税世帯」を新たに加えることとなりました。

【新たな支援の対象】まだ地上デジタル放送に対応できていない世帯で、世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯

※支援を受けるにはNHKとの放送受信契約が必要です。まだ契約がお済みでない場合は、支援申し込み以降に速やかに契約してください。

【受けられる支援の内容】簡易なチューナー(1台)を無償で給付、配送します。また、チューナーの設置方法や操作方法を電話でサポートします(チューナーの訪問設置、アンテナ改修などは行いません)

【申し込み方法】申込書に必要事項を記入し、必要書類(「世帯全員が記載された住民票の写し」および「世帯全員分の市町村民税非課税証明書」)を添付して、総務省地デジチューナー支援実施センターへ送付してください。

申込書は企画調整課(市役所4階)で配布しているほか、インターネット・電話などで同センターから取り寄せることができます

【問い合わせ先】支援制度については総務省地デジチューナー支援実施センター☎0570-023724へ、NHKの放送受信契約についてはNHKふれあいセンター☎0570-077077へ

※NHK放送受信料全額免除の世帯には専用の支援があります。詳しくは、総務省地デジチューナー支援実施センター☎0570・033840へ。

◆総務省地デジチューナー支援実施センター
ホームページアドレス
http://www.chidejishien.jp/

広告を掲載しませんか

市ホームページに掲載する パナー広告を募集しています

月に約5万3000件のアクセスがある市のホームページに、広告(パナー)広告を掲載してみませんか。

【基準】公共性と品位を損なわないもの。政治・宗教活動、意見広告と個人宣伝などは除きます

【規格】縦60ピクセル、横150ピクセル。4キロバイト以内。GIF形式。「屏のペー」上に表示します

※広告デザインは広告主で作成していただきます。

【掲載期間】5月から、1ヵ月単位で最長12ヵ月

【掲載料】1枠当たり月2万円
申し込みは2月15日(火)

駅西口昇降施設の 有料広告物を募集しています

東久留米駅西口昇降施設は、駅舎に通じる市の施設として市民の皆さんに利用していただいています。

現在、同施設の壁面を有効利用することを目的に、有料広告を募集しています。広告の規格、1ヵ月当たりの広告掲載料金などは次の通りです。

【広告の規格(例)】B1判
整担当☎470・7764へ。

《今号の主な内容》

- ・所得税、市民税・都民税の申告書の受け付けが始まります
- ・新入学生・高齢者交通安全の集いを開催します
- ・「わくわく健康フェスタ」を開催します